

カインド
デジタルだより

もうすぐ

確定申告の季節がやってきます

そもそも確定申告とは

所得には「所得税」が課せられます。
確定申告とは、正しい所得税の金額を支払うために必要な手続きです。
毎年1月1日から12月31日までの所得が確定申告の対象となり翌年の2月中旬から3月15日までに税務署に申告を行います。
1つの病院に勤めている看護師さんの場合、源泉徴収として所得税が差し引かれます。
ただし源泉徴収はあくまでも「見込み」の金額です。
給与所得者の場合、勤務先が年末調整を行い、正しい所得税額が決定します。

確定申告には何を準備すればいいの??

- 白色申告用紙
- 勤務先の源泉徴収票
- その他
社会保険・医療費・生命保険等の控除証明書
- 預金口座番号の分かるもの
(還付を受ける場合)

- マイナンバーカード
もしくは
マイナンバー通知カード
- と
公的な身分証
(免許証や被保険者証)
- 印金盤

Q1. 確定申告ってそもそも何なの??

A1. 確定申告とは1月1日~12月31日までの期間に受け取った全ての所得を国に申請し、申請者が国に納める税金の額を確定させる制度です。
2018年度分の所得税の確定申告は2019年2月18日~3月15日までが受付期間です!

Q2. 確定申告ってしなくちゃいけないの??

A2. 納税は国民の義務ですので、確定申告は行っていただく必要があります!
※「確定申告は1年間の所得を申告して、納税額を確定して、納税をする為の物です。」

Q3. 確定申告ってどうやればいいの??

以下3つの方法があります。
A3. 1. お近くの管轄税務署で書類を作成して行く。
2. 必要書類を用意して、税務署に郵送して頂く。
3. e-Tax(国税電子申告・納税システム)を使ってインターネット上で手続きを行う。
以上の中からご自身にあつた方法で行ってください!
※初めの方は管轄税務署で、税務署員と一緒に書類作成していただくのがおススメです!

Q4. 確定申告の方法は分かったけど、年末調整は??

A4. 確定申告とは2か所以上の4収入がある場合に行うものなので、年末調整は企業(病院)にて行っていただく。副業先の4収入は別途確定申告を行う必要があります。
また、扶養内で年間の給与収入が103万円以内の方は、確定申告は必要ありません。ただ、例えば「常勤先で年間500万円、副業先で103万円以下の方は合計すると600万程度になってしまいますので、確定申告が必要」です。